

鳥インフルエンザ発生養鶏農家等に対する 資金支援事業を創設しました

令和4年11月及び12月に県内で鳥インフルエンザが発生したことに伴い、経済的に影響を受けた養鶏農家の経営継続を支援するため、下記2の対策を新たに講じることとします。

1 家畜疾病経営維持資金（国の融資制度）

資金の用途	貸付対象者	貸付限度額
家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費	○ 経営再開資金 家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者	○経営再開資金 個人：2,000万円 法人：8,000万円
	○ 経営継続資金 家畜伝染病等の発生に伴い経営継続が困難となった者であって、次に該当する者 ・家畜等の移動制限又は搬出制限の対象となった家畜を飼養する者 ・移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との、家畜等の取引が停止された畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの ・輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内の畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの	○経営継続資金 家きん 5.2万円/100羽
	○ 経営維持資金 広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者	○経営維持資金 経営継続資金と同じ

2 家畜疾病経営維持資金利子補給事業・保証料補助事業

鳥インフルエンザの発生に伴い経済的に影響を受けた養鶏農家の経営継続のために国の融資制度（長期資金）である「**家畜疾病経営維持資金**」の融資を受ける場合、養鶏農家は、**無利子・保証料の負担なし**で融資を受けることができます。

- ①対象者：鳥インフルエンザによる経済的影響を受け、「畜産経営維持計画」を提出し、国の融資制度である「家畜疾病経営維持資金」の融資を受ける養鶏農家
- ②融資機関：農協・銀行等（取扱融資機関は下記3参照）
- ③貸付利率：1.075%（令和5年2月20日現在）
（県が全額利子補給を行うため、養鶏農家の負担はありません。）
- ④償還期限：7年以内（うち据置期間3年以内）
- ⑤保証機関：福島県農業信用基金協会（必要により）
- ⑥保証料率：最大0.59%（令和5年2月20日現在）
（県が保証料全額を補助するため、養鶏農家の負担はありません）

3 取扱融資機関（令和5年2月20日現在）

令和5年2月20日現在の取扱融資機関は、次のとおりです。

- ・ 県内農業協同組合
- ・ 農林中央金庫福島支店
- ・ 東邦銀行
- ・ 福島銀行
- ・ 大東銀行
- ・ 福島信用金庫

<問い合わせ先>

本事業に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

福島県農林水産部農業経済課 電話：024-521-7349
（問い合わせ時間：8:30～17:00（土日、祝日を除く））